

# 自立活動だより No. 4

令和3年1月

大宮ろう学園 自立活動部



高等部 特別講演会「生活に必要な法律・ろう者の権利を守る法」を開催しました。[R2, 12, 18]

12月18日に藤岡毅法律事務所の松田峻さんに高等部本科Aコース・専攻科の生徒へ向けて講演をしていただきました。現在日本には聴覚障害者の弁護士が12人しかおらず、その内6人が東京の法律事務所に所属しています。埼玉県には聴覚障害者の弁護士が一人もいないため、聴覚障害者の弁護士に相談したい時は東京に行かなければなりません。このことを知った生徒の反応は「少ない、もっと増えてほしい」「ろう者の私たちがもっと気軽に相談できるようにしてほしい」などこの課題に対して深く考えている様子でした。

講師 松田峻（弁護士）  
1990年生まれ。中学部までろう学校に通い、高校からは聴者の学校に通う。日本にいる12人のろう者の弁護士の中で最年少である。



また、松田さんは「法律は私たちが生活をしていく中で守るべきルールですが、障害者を差別している法律もあります。今は少しずつ改善されていますが、それでもそのような法律はまだ残っています。」とおっしゃっていました。このように、まだまだ、障害を抱えている人たちにとって理解や配慮が足りていない部分もあります。

最後に松田さんは、そうした差別を乗り越えていくために「合理的配慮」を知ることが障害を抱えている人には必要だと教えてくれました。例えば、ろう、難聴の方は、耳が聴こえないことを遠慮せず、積極的に「手話通訳をお願いしますか？」や「耳が聴こえないので、筆談やノートテイクをお願いします」と聴者に伝えることが必要です。「合理的配慮」は、使うべき権利であると同時に「合理的配慮」を知らないで苦勞するのは障害者である私たちであると松田さんは教えてくれました。これを聞いた生徒の中には「合理的配慮という言葉が今回の講演会で初めて知りました」「進学する大学には情報保障が整っているけど、社会に出た時に聴こえないからと諦める前に、合理的配慮を伝えていきたい」など、「合理的配慮」について知ることができて良かったという感想が多かったです。これから社会へはばたいていく生徒たちにとって貴重な経験となりました。

